

1. 人権の普遍性—人間なら誰でも人権 憲法学の初歩だが

明治憲法下の女性 姦通罪の女性のみ処罰, 参政権なし, 妻の無能力制度 (重要な契約には夫の同意が必要) など

しかし日本が特別に遅れていたわけではない

フランス・アメリカなど, 人権の先進国でも person は白人の男性国民が前提だった, また女性の参政権は 20 世紀になってから

2. 条約批准 (1985 年) までの日本 女性も人権の享有主体だが・・・

日本国憲法によって, 選挙や教育は平等になったが, 男女には違った人生・役割があると考えられていた

女性だけの労働保護 (時間外労働規制や深夜労働規制) や女性だけの育児休業

また, 平等とはいえ, 女性の進学は短大が多い, 法学部や理系に女性はまれ, 政治は男社会

NHKの朝ドラ「なつぞら」(1960年代後半～)

生活のためではなく仕事を続けたいという主人公なつに, 市役所の女性職員は幼い子を育てるのは母親の役割と諭す←今なら懲戒処分もの?

3. 女性差別撤廃条約

5条 締約国は, 次の目的のためのすべての適切な措置をとる。

- (a) 両性のいずれかの劣等生もしくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため, 男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること

女性に難しいことは分からないとか女性は政治オンチなど偏見や迷信の類だけでなく, 性ステレオタイプも許されない

性ステレオタイプの一例 男は仕事, 女は家庭, 男はたくましく, 女は優しいなど

4. この 30 年余の変化

①国籍法の改正 父系主義から父母両系主義に

②男女雇用機会均等法の制定と強化 雇用のすべてのステージで性差別禁止

- ③男女共通の労働保護＋性別問わず家庭責任がある労働者の保護（育児休業法）
人間らしい働き方＝時間外労働は上限年 360 時間が原則
⇔幼児を養育する労働者＝年 150 時間
- ④男性も取得できる育児休業（1991 年）＋男性の育児休業取得促進の取り組み
6 ヶ月間は月給の 67 %の支給される育児休業給付金,
父母とも育児休業取得すれば＋2 ヶ月
- ⑤男女共同参画社会基本法（1999 年）・条例 審議会などで少なくとも 4 割は女性を
- ⑥自動車損害賠償補償法－容貌の価値の男女差（3～4 倍）
労災保険の同趣旨の規定に違憲判決（京都地裁，2010 年 5 月）→法改正され男性
の顔も女性並みに
- ⑦女性のみでの再婚禁止期間（6 ヶ月） 100 日超は違憲（2015 年 12 月）
100 日間は合理性ある？ 父性の重複可能性ない場合は 100 日以内でも受理
- ⑧強姦罪（懲役 3 年～）－男性のみ処罰→性に中立な強制性交等罪（懲役 5 年～）
に（2017 年）

？ 政治分野における男女共同参画推進法（2018 年）－できる限り均等に努力
フランスの男女同数法のような強制力はないのでどうなるか？